

寡婦（夫）控除のみなし適用申請書

年 月 日

陸前高田市長 様

住所

氏名

寡婦（夫）控除のみなし適用について申請します。

私は、所得を計算する対象となる年の12月31日及び本申請時点で、次の1から3のいずれかに当てはまることを申し立てます。（該当する番号に○を付けてください。）

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
- 2 1に該当し、合計所得金額が500万円以下であるもの
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限りです。

私は、寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、陸前高田市が申請者及び対象となる子の所得の額、世帯の状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

年 月 日 氏名

【添付書類】

- 1 申請者の戸籍全部事項証明書
- 2 申請者の属する世帯の全員の住民票の写し
- 3 申請者の所得証明書（合計所得金額が分かるもの）
- 4 上記の「子」の所得証明書（総所得金額等が分かるもの）

【注意事項】

- 1 生活保護を受給している方又は非課税の方は対象外です。
- 2 本申請は寡婦（夫）控除のみなし適用を行うもので、事業の利用にあたっては、別途事業の利用に伴う手続きが必要です。
- 3 所得の状況等により、負担額が変わらない場合があります。適用の結果につきましては、各事業担当課から通知します。
- 4 寡婦（夫）控除のみなし適用は、事業の負担額算定等のみ用いるものであり、税法上の控除を受けることはできません。
- 5 所得の状況や世帯の状況に変更があった場合には、事業の申請窓口へ申し出てください。
- 6 ご提供いただいた個人情報は、寡婦（夫）控除のみなし適用にかかる目的の範囲内で利用します。

